令 和 5 年 度 決 算 に 係 る

健全化判断比率等審査意見書

釧 路 市 監 査 委 員

釧 監 第 ２ ９ 号
令和６年８月２７日

釧路市長　蝦　名　大　也　様

釧路市監査委員　平　山　幸　弘
釧路市監査委員　岩　村　史　人
釧路市監査委員　髙　橋　一　彦

令和５年度決算に係る健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された、令和５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、当該比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出いたします。

目　　次

第１　審査の対象 ･･ 7
第２　審査の期間 ･･ 7
第３　審査の方法 ･･ 7
第４　審査の結果及び意見 ･･ 7
　　１　健全化判断比率 ･･ 7
　　２　資金不足比率 ･･ 8

令和５年度決算に係る健全化判断比率等審査意見

第１　審査の対象

１　令和５年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　令和５年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

上記は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき令和６年５月１５日及び令和６年７月１９日に市長から送付され、審査に付されたものである。

第２　審査の期間

令和６年５月３０日から令和６年８月２３日まで

第３　審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることを認めた。

健全化判断比率では、指標はいずれも早期健全化基準を下回っており、前年度に比較し改善されているものの、今後も財政の健全化に向けた取組の一層の推進を求めるものである。

資金不足比率では、いずれの会計も経営健全化基準を下回っている。

各比率の概要は、次のとおりである。

１　健全化判断比率

（単位：％）

項　　目	５年度（A）	４年度（B）	差引増△減（A－B）	早期健全化基準	備　　考
実質赤字比率	－	－	－	11.26	
連結実質赤字比率	－	－	－	16.26	
実質公債費比率	10.4	10.7	△ 0.3	25.0	
将来負担比率	42.8	49.3	△ 6.5	350.0	

注　実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「－」を記載した。

(1) 実質赤字比率

当年度は、実質収支が黒字となっており、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

当年度は、連結実質収支が黒字となっており、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

当年度は10.4％で、早期健全化基準を14.6ポイント下回ったところである。

(4) 将来負担比率

当年度は42.8%で、早期健全化基準を307.2ポイント下回ったところである。

最近５年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。

実質公債費比率・将来負担比率の推移

（単位：%）

項　　目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
実質公債費比率	10.9	11.0	10.7	10.7	10.4
将来負担比率	83.6	70.5	57.4	49.3	42.8

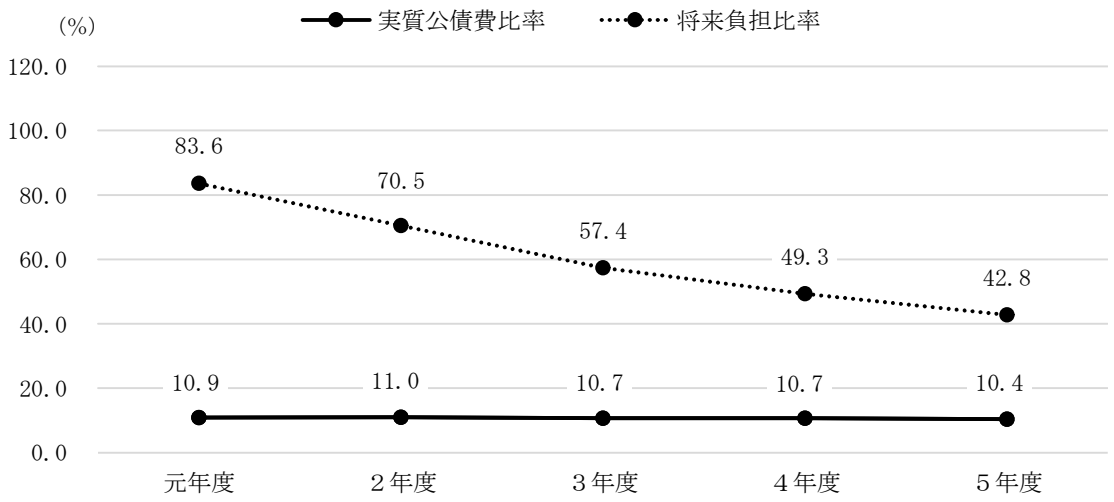

２　資金不足比率

（単位：%）

会　計　名	５年度（A）	４年度（B）	差引増△減（A－B）	経営健全化基準	備　考
病院事業会計	－	－	－	20.0	
水道事業会計	－	－	－		
工業用水道事業会計	－	－	－		
下水道事業会計	－	－	－		
公設地方卸売市場事業会計	－	－	－		
港湾整備事業会計	－	－	－		

注　資金不足がない場合は「－」を記載した。

(1) 病院事業会計

当年度は、資金剰余額を生じており、資金不足比率は算定されない。

(2) 水道事業会計

当年度は、資金剰余額を生じており、資金不足比率は算定されない。

(3) 工業用水道事業会計

当年度は、資金剰余額を生じており、資金不足比率は算定されない。

(4) 下水道事業会計

当年度は、資金剰余額を生じており、資金不足比率は算定されない。

(5) 公設地方卸売市場事業会計

当年度は、資金剰余額を生じており、資金不足比率は算定されない。

(6) 港湾整備事業会計

当年度は、資金剰余額を生じており、資金不足比率は算定されない。